

## 平成24年度第12回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成24年9月24日（月）午後4時40分～午後6時16分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長、二見総合支所長、小俣総合支所長、御園総合支所長
審議事項	
	1 新市立伊勢総合病院建設地について <健康福祉部> 2 防災行政無線戸別受信機廃止に伴う、自治会放送設備等設置に対する補助制度の創設について <生活環境部>

### 1 新市立伊勢総合病院建設地について <健康福祉部>

#### 概要

新市立伊勢総合病院の建設地については、①建設候補エリアの抽出（第1段階）、②建設候補地の選定（第2段階）、③建設地の選定（第3段階）の3つのプロセスを経て、選定すると決定している。

建設地の選定について、教育民生委員会及び建設基本計画策定委員会での意見を踏まえ、第2段階まで進めた検討結果内容について、審議を行なった。

#### <主な内容>

##### （1）建設候補エリアの抽出（第1段階）

鉄道駅周辺を中心に8エリアを抽出し、土地の安全性、利便性等の検討を行なった。

①明野駅周辺、②宮川駅周辺、③小俣駅周辺、④宮町駅周辺、⑤伊勢市駅周辺、⑥五十鈴川駅周辺、⑦倉田山防災公園周辺、⑧アリーナ周辺

◆安全性…津波、液状化、断層、洪水、土砂災害

◆利便性…主要道路、公共交通（鉄道・バス）、位置（中心部からの距離）、救急車の運行（アクセス・土地利用）

##### （2）建設候補地の選定

第1段階でリストアップした候補地について、土地の状況と実現性についての大まかな検討を行なった。

①伊勢市駅周辺、②五十鈴川駅周辺（既存伊勢病院敷地、既存伊勢病院敷地隣地拡張）、③倉田山防災公園周辺

**結論** 建設候補エリアについては、第1段階で抽出した8エリアのうち、伊勢市駅周辺、五十鈴川駅周辺、倉田山防災公園周辺を建設候補エリアとすることと決定した。

**主な意見・補足等**

- ・ 3つの建設候補エリアにおける、それぞれの建設費はどの程度か？  
⇒延べ床面積、駐車場面積などは想定できるが、第3段階で積算したい。
- ・ 安全面の検討において、津波による被害は病院の建物における被害ではなく、周辺道路の状況なども含め、病院としての機能を保つことができるのかどうか  
が大切である。
- ・ 伊勢市駅周辺については、病院を移転させた影響が、特に大きくなると考えられることから、まちづくりの視点を整理する必要がある。
- ・ 市内における自動車の交通量については、現在がピークであると考えている。  
平成37年には、10%程度少なくなると見込んでいる。
- ・ 病院移転に伴う交通量の増大に対し、通学路の安全確保なども視点も重要である。

**資料** 付議事項書

## 2 防災行政無線戸別受信機廃止に伴う、自治会放送設備等設置に対する補助制度の創設について <生活環境部>

### 概要

防災行政無線のデジタル化整備により、既存戸別受信機が廃止される予定となっている。このことから、その代替措置として、自治会放送設備等の具体的な補助制度について、最終的な審議を行った。

#### <主な補助内容案>

拡声放送設備を主に同様の周知機能を有するもの（戸別受信機及び携帯メールでの配信機能を有するもの）も含め、補助制度を設ける。

(1) 対象 ⇒伊勢市内全自治会を対象とし、以下の3つから自治会が選択

- ①拡声放送の整備（既存拡声放送設備の全面改修（増設）を含む）
- ②戸別受信機の整備
- ③メールでの配信整備（携帯電話及びメール読み上げ機使用）

(2) 補助金額 ⇒以下から選択した整備費×2/3（ただし、限度額250万円）

- ①拡声放送整備費（付帯工事費含む）
- ②戸別受信機親局整備費（付帯工事費含む）

※戸別受信子機については、限度額に含めず希望する世帯を対象に経費の2/3を補助する

- ③メール配信整備費（パソコン購入費及び設定費）

※携帯電話を所持しない方に対しては、メール読上げ機（試作段階）の導入も可能となることから、希望する世帯を対象に、機器購入費の2/3を補助する。なお、戸別受信子機同様に2/3補助分は限度額には含めない。

(3) 補助制度施行期限

平成25年度～27年度（3年間）

### 結論

提案された補助内容案で進めることと決定した。

### 主な意見・補足等

- ・地域住民においては、防災行政無線とコミュニティ放送は一体のものであるという認識が強い。
- ・防災放送は、ラッパで行なうスタンスは変わらない。戸別受信機はコミュニティ活動用に自治会が設置するものである。
- ・有利な補助メニューである防衛省補助事業を活用することはできないか？

⇒宮川左岸は対象になると考えられるが、市内全域は対象とすることはできない。また、防衛省の補助事業を活用する場合は、実施主体が市であることが要件となることから、戸別受信機も市の所有となるなど、整理すべき課題が多い。

- ・補助割合が2/3というのは、特別な補助負担であるが、地域での現状の活用具合、過去の経緯等を勘案すると、妥当であると判断せざるを得ない。

資料 付議事項書